

岩手県環境浄化条例 一部改正のお知らせ

心豊かで自立した「いわての青少年」をはぐくむために



時代の変化に対応し、青少年の健全な育成を害するおそれのある環境から青少年を保護するため、「青少年のための環境浄化に関する条例」の一部が改正されました。

主な改正内容

- ◆不健全図書類等の規制の強化
- ◆自動販売機等に対する規制の強化
- ◆深夜営業施設への立入制限
- ◆青少年への入れ墨等の禁止
- ◆インターネット利用環境の整備
- ◆図書類等の区分陳列方法の具体化
- ◆深夜連れ出し等に対する規制の強化
- ◆質屋・古物商への規制の強化
- ◆場所提供の禁止
- ◆罰則の強化、新設

施行期日 平成19年10月1日

岩手県

不健全図書類の規制の強化

○「犯罪、自殺を誘発、助長するもの」を指定要件に追加

これまで、「青少年の性的感情を刺激するもの」、「青少年の粗暴・残虐な行為を誘発・助長するもの」が不健全指定の要件であり、これらに該当するとして不健全指定された図書類やビデオテープ等は、**青少年（6歳以上18歳未満）への販売や貸付等が禁止**されていました。これに「犯罪、自殺を誘発、助長するの」を追加します。

○「包括指定」基準の強化

不健全なページが1冊の本の中に**10ページ以上**又は**総ページ数の10分の1以上**あれば、不健全指定図書とみなされます。また、ビデオテープ、DVD等にあつては、不健全な描写（動画）が**3分を超えるもの**、不健全な静止画像が**10場面以上**又は**総場面数の10分の1以上**あれば、不健全指定テープ類とみなされます。

○罰則の強化

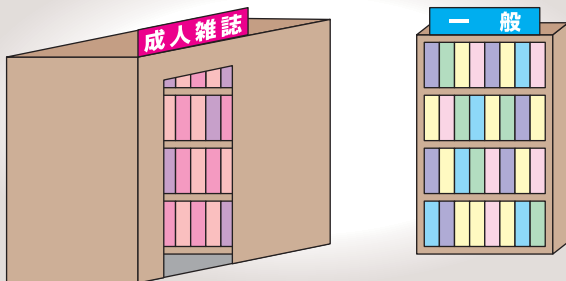
図書類等を販売、貸付、閲覧、視聴等させる業者は、不健全指定された図書類、テープ類等を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、見せてはいけません。

違反すると 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

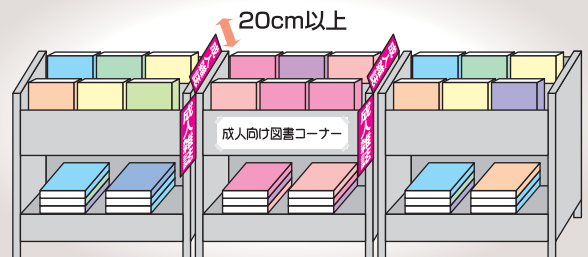
不健全図書類の区分陳列方法の具体化

区分陳列方法 条例施行規則で定める指定図書類、指定テープ類の陳列方法です。

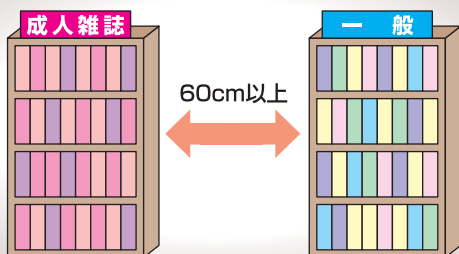
1 成人コーナーを設ける方法



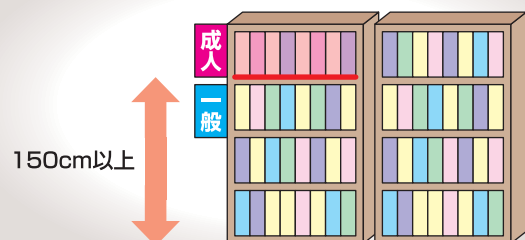
2 一般図書類と仕切る方法



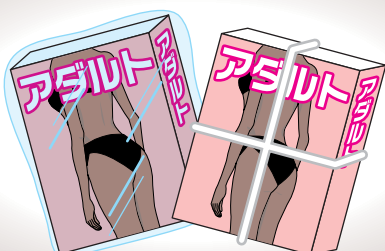
3 一般図書類と距離を離す方法



4 背表紙のみ見えるようにする方法

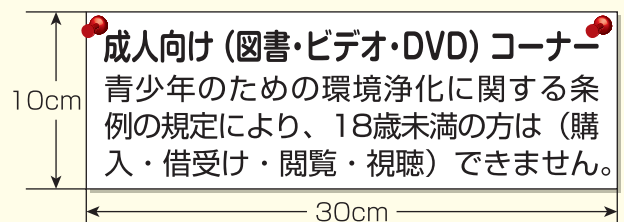


5 ビニール包装、ひも掛け等の方法



※ 1～4の方法により陳列することが困難な場合

指定図書類・テープ類陳列場所の掲示



縦書きも可、大きさの変更も可

自動販売機等の届出、収納制限

○図書類等の自動販売機・自動貸出機を設置する場合は、10日前までに自動販売機ごとに設置場所、業者名、管理者名等を知事に届け出なければなりません。

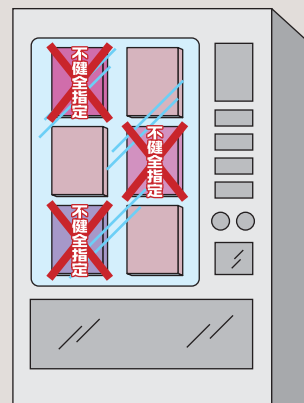
違反すると **30万円以下の罰金**

○自動販売機等には、業者名、管理者名等を見やすい場所に表示しなければなりません。

違反すると **10万円以下の罰金**

○不健全指定図書類を自動販売機等に収納してはいけません。

違反すると **6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**



深夜連れ出し等の制限

○保護者は特別な理由のない限り、青少年を深夜（午後11時から翌日午前4時まで）に外出させないように努めなければなりません。

○誰でも、親の同意、正当な理由がある場合以外、深夜に青少年を連れ出したり、同伴したりしてはいけません。

違反すると **30万円以下の罰金**

○コンビニエンスストア等遅くまで営業するお店の方や従業員の方は、深夜に、正当な理由なく営業店内又は敷地内にいる青少年に対し、声を掛けるなど帰宅を促すよう努めなければなりません。



深夜入場の禁止

○個室を設けて営業しているインターネットカフェ、まんが喫茶、カラオケボックスの営業者は、保護者同伴の有無にかかわらず、深夜に青少年を入場させてはいけません。

違反すると **30万円以下の罰金**

○深夜入場制限施設の営業者は、深夜は青少年の入場を禁止する旨の表示をしなければなりません。



質受け、古物買受けの禁止

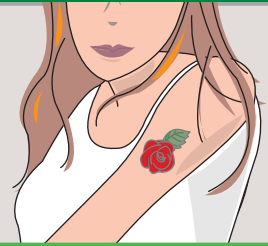
○質屋・古物営業を営む者は、保護者の承諾を受けている場合や正当な理由がある場合を除き、青少年から物品を質に取ったり、古物（書籍やゲームソフト等）を買い受けたりしてはいけません。

違反すると **30万円以下の罰金**

入れ墨を施す行為等の禁止

○だれでも、医療行為等正当な理由がある場合を除き、青少年に入れ墨を施してはいけません。また、青少年に入れ墨を勧めたり、とりもつてもいけません。

違反すると → 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金



場所提供の禁止

○だれでも、青少年にみだらな性行為や入れ墨を施す行為等が行われることを知って、その行為が行われる場所を提供してはなりません。

違反すると → 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

インターネット上の有害情報への対応

○保護者や学校関係者の方は、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければなりません。

○インターネットカフェや公共施設等でインターネットを利用させる方は、フィルタリングソフトの活用等により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければなりません。

○パソコンや携帯電話の販売業者やプロバイダ等のインターネット事業者の方は、フィルタリングに関する情報等を提供するように努めなければなりません。



★フィルタリングとは？

インターネットで公開されている情報について、ある条件と一致する情報を遮断する等の方法によりパソコンなどの画面に有害情報を表示させない機能のことです。この機能を持つソフトウェアのことをフィルタリングソフトと呼んでいます。

★フィルタリングの方法は？

市販のソフトやプロバイダのフィルタリングサービスをご利用下さい。詳しくは、各販売店やプロバイダにお問い合わせいただくか、財団法人インターネット協会のホームページをご覧ください。携帯電話のフィルタリングについては、ご利用の携帯電話会社にお尋ね下さい。



岩手県環境生活部 青少年・男女共同参画課

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号
電話 019-629-5346
FAX 019-629-5354
E-mail AC0006@pref.iwate.jp

毎月第3日曜日は
「いわて家庭の日」